

長野労働局発表
令和元年9月20日(金)

【照会先】
長野労働局労働基準部監督課
課長 政木 隆一
主任監察監督官 古畑 善美
電話 026-223-0553

外国人技能実習生の実習実施者に対する 平成30年の監督指導、送検の状況を公表します

～監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは71.6%～

長野労働局（局長 中原正裕）は、このたび、長野労働局管内の労働基準監督署において、平成30年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」という。）を受け入れている実習実施者（技能実習生が在籍している事業場。以下同じ。）に対して行った監督指導や送検の状況について取りまとめましたので、公表します。

取りまとめた概要は、以下のとおりです。

長野労働局は、監理団体（海外の提携先送出し機関から技能実習生を受入れ、実習実施者において、技能実習が適正に実施されているかを確認・指導する団体）及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいくこととしています。

平成30年の監督指導・送検の概要

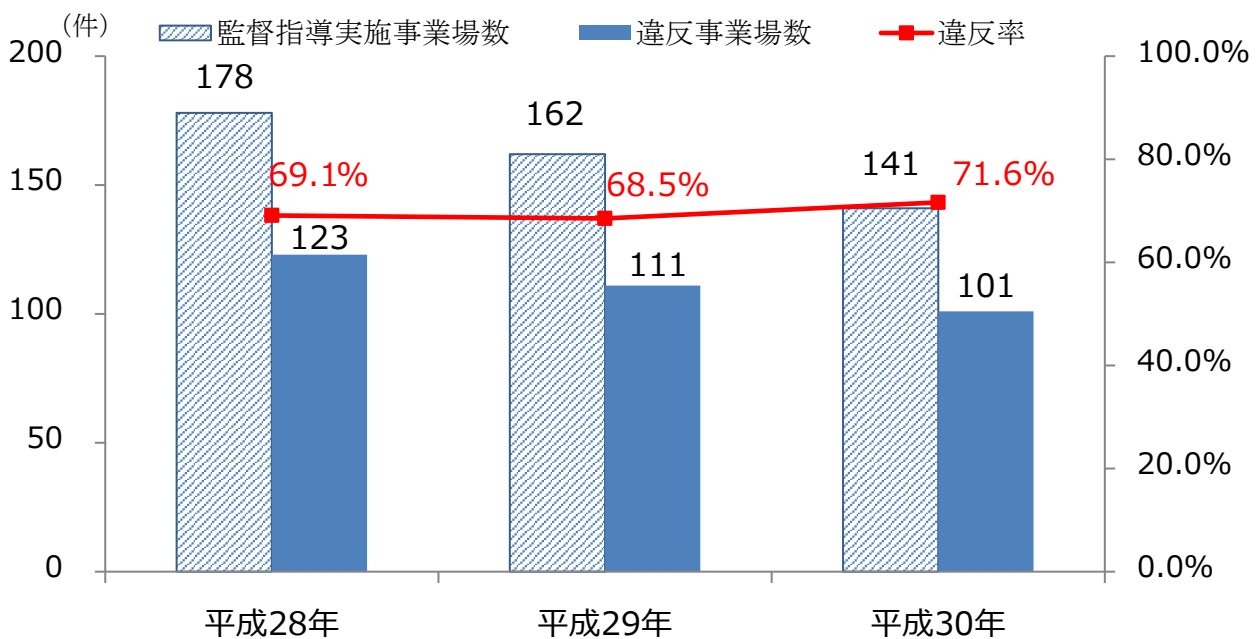
- 1 労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した141事業場のうち101事業場（71.6%）。
- 2 主な違反事項は、
 - ① 労働時間 45事業場（31.9%）
 - ② 使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準 28事業場（19.9%）
 - ③ 割増賃金の支払い 22事業場（15.6%）の順に多かった。
- 3 重大・悪質な労働安全衛生法違反で1件送検している。

【別紙】外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

外国人技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況

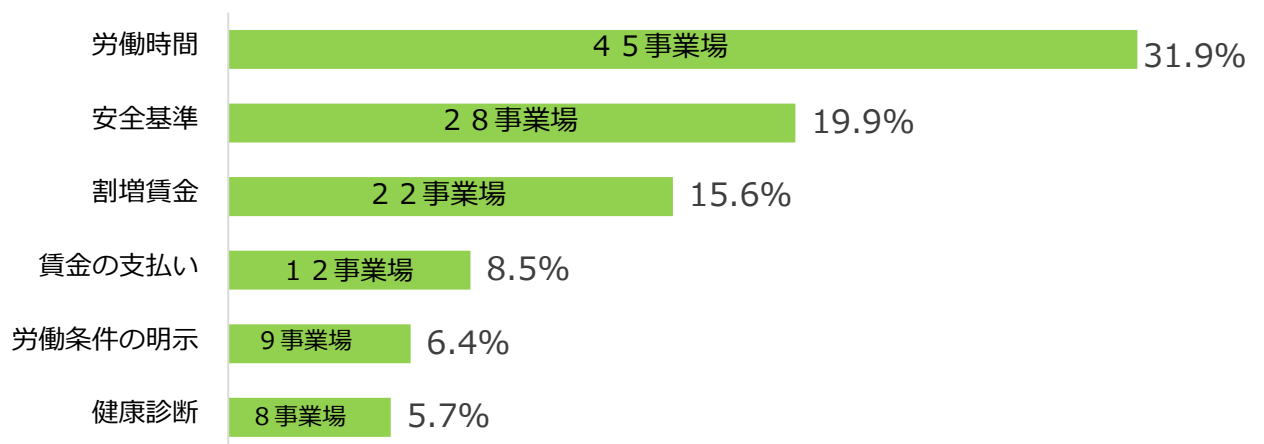
1 監督指導状況

(1) 平成30年に長野労働局管内の労働基準監督署において、外国人技能実習生の実習実施者141事業場に対し監督指導を実施し、そのうち101事業場(71.6%)で労働基準関係法令違反が認められた。過去3年間の推移は下図のとおり。



<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。

(2) 主な違反事項は、①労働時間、②使用する機械に対して講ずべき措置などの安全基準、③割増賃金の支払い、④賃金の支払い、⑤労働条件の明示、⑥健康診断の実施の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は以下のとおり。

主な業種		監督指導実施事業場数	違反事業場数	違反率	主な違反事項		
1	製造業	118	85	72.0%	労働時間 39 (33.1%)	安全基準 26 (22.0%)	割増賃金 16 (13.6%)
2	建設業	11	8	72.7%	労働時間 4 (33.3%)	割増賃金 4 (33.3%)	安全基準 1 (8.3%)
3	農林業	6	2	33.3%	労働条件の明示 1 (14.3%)	賃金の支払い 1 (14.3%)	健康診断 1 (14.3%)
4	その他	6	6	100.0%	健康診断 3 (50.0%)	労働時間 2 (33.3%)	賃金の支払い 1 (16.7%)

(4) 監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

監督事例 1

違法な時間外労働の是正および時間外労働の削減を指導

(1) 違反内容

- 自動車等の部品を製造する事業場(技能実習生6人在籍)において、36協定で定めた限度時間を超える違法な時間外労働を行わせており、一部の技能実習生については、月100時間を超える違法な時間外労働を行わせていた。

(2) 指導内容

- 36協定を超える違法な時間外労働を行わせていたため是正勧告した。また、過重労働による健康障害防止対策として時間外労働時間の削減をあわせて指導した。

指導事項

労働基準法第32条違反(労働時間)

(3) 指導結果

- 繁忙期における業務の分担を見直し、36協定の範囲内に収まるように、時間外労働を削減した。

監督事例 2

労働安全衛生法違反について指導

(1)違反内容

- 金属製品製造業の事業場(技能実習生6人在籍)において、プレス作業主任者の未選任、プレス機械の定期自主検査の未実施、有機溶剤作業者の作業主任者の未選任、有機溶剤作業者に係る健康診断の未実施等について違反が認められた。

(2)指導内容

- プレス機械の作業主任者の技能講習受講を指示、プレス機械に係る定期自主検査の実施、有機溶剤作業主任者の技能講習の受講を指示、有機溶剤健康診断の受診指示。



指導事項

労働安全衛生規則第133条違反(プレス機械作業主任者)

労働安全衛生規則第134条違反(プレス機械定期自主検査)

有機溶剤中毒予防規則第19条1項(作業主任者の選任)

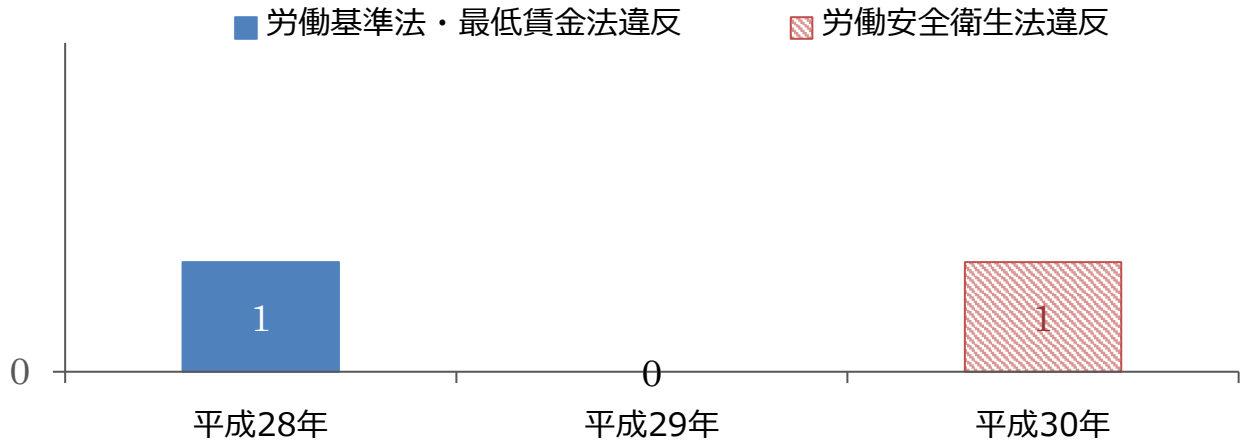
有機溶剤中毒予防規則第29条1項(健康診断の実施)

(3)指導結果

- プレス機械作業主任者及び有機溶剤作業主任者に係る技能講習を受講。
- プレス機械に係る年次、月次及び作業前の定期自主検査の実施。
- 有機溶剤作業者について健康診断を実施。

2 送検状況

平成30年に長野労働局管内の労働基準監督署が送検した事案は、労働安全衛生法違反1件であった。



送検事例

就業制限違反と労災隠し（H30.10.22 送検）

(1) 事業場概要

労働者数: 29人(技能実習生 8人)

業 種: その他の食料品製造業

(2) 事案の概要

きのこ類の栽培及び販売等を営む会社において、フォークリフトの資格を有しない技能実習生に、フォークリフトの運転の業務に就かせていた。

また、作業中、柱とフォークリフトの間に左脚を挟み負傷し、4日間以上休業を要したにもかかわらず、所轄労働基準監督署に遅滞なく「労働者死傷病報告」を提出しなかった。

以上の法違反について送検した。